

## 答 申

### 1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成27年10月19日27工第525号—3で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 2 異議申立てに係る対象文書の開示決定状況

#### (1) 異議申立てに係る対象文書の内容

異議申立てに係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、異議申立人が提出した岩石採取計画認可申請書受理後、実施機関が異議申立人に対して発出した指導、補正、改善等の求めに係る文書のうち、平成27年10月1日付け公文書部分開示決定において開示されたもの（後述の6の(1)のウの(ア)の審査記録）以外の文書である。

#### (2) 開示決定状況

実施機関は、本件文書について、作成も取得もしておらず、存在しないとして福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により本件決定を行った。

### 3 異議申立ての趣旨及び経過

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成27年10月15日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件文書の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成27年10月19日付けで、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成27年10月26日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

### 4 異議申立人の主張要旨

異議申立書における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 平成27年9月16日付け公文書開示請求に対し、実施機関は、平成27年10月1日付けで公文書部分開示決定を行ったが、開示されたもの以外には、指導、補正、

改善等の求めに係る文書は開示されなかった。

- (2) よって、平成27年10月15日付け公文書開示請求において、開示されていないものを請求したところ、「開示請求に係る公文書は、作成も取得もしておらず、存在しません。」という理由で非開示であった。
- (3) 行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）第7条は、「その他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。」と定めており、「開示請求に係る公文書は、作成も取得もしておらず、存在しません。」ということはある得ない。
- (4) 本件文書は、平成27年10月9日付け27工第1535号「岩石採取計画認可申請の不認可について（通知）」による不認可処分の根拠となる重要な公文書である。
- (5) また、当該通知に記載された不認可理由においては、林地開発許可申請に係る関係書類が添付されていない。

## 5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、次のとおりである。

- (1) 申請書類の補正を求める際には、修正内容を記載したメモの写しを交付し、補正指導を行っており、異議申立人が開示を求める文書は現に保有していない。
- (2) 異議申立人は、前述の4の(5)のとおり主張しているが、本件文書の開示請求においては、林地開発許可申請に係る関係書類の開示を求めていることから、当該主張は本件決定とは無関係である。

## 6 審査会の判断

### (1) 本件文書の性格及び内容について

#### ア 岩石採取計画認可申請について

岩石の採取を行おうとする採石業者は、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定により、あらかじめ、岩石の採取を行う場所ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を所管する都道府県知事の認可を受けなければならない。

これは、採石業を行おうとする者の災害防止能力に関する技術、施設等物的な面について、採石法で定める基準を満たしているか否かを審査することで、事業着手前に規制を行い、岩石の採取に伴う災害を防止しようとするものである。

認可を受けようとする採石業者は、採石法第33条の3の規定により、必要書類を添付した申請書（以下「申請書類」という。）を都道府県知事に提出しなければならないこととされている。

#### イ 行手法第7条について

行手法第7条は、①申請が到達したときに遅滞なく当該申請の審査を開始する義務が行政庁に生じ、②行政庁は、特に、当該申請が申請の形式上の要件に適合しない場合において、申請者がいたずらに不安定な立場に置かれることを防止するため、当該申請について補正指導を行うのか、又は申請により求められた許認可等を拒否するのかを速やかに明らかにすべき応答義務を有する旨規定している。

なお、当該補正指導は、行手法第2条第6号の行政指導に該当するが、行手法第35条の規定によれば、口頭又は書面のいずれの形式でも行うことができるものである。

#### **ウ 本件文書の存否について**

(ア) 当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関は、申請書類に不備があった場合、通常、その内容を個別に記載した審査記録（以下単に「審査記録」という。）の写しを申請者に交付し、補正を求める方法をとっているとのことである。

異議申立人が提出した申請書類に関する補正指導についても、同様の取扱いを行っていることから、審査記録以外の補正の求めに係る文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(イ) また、当審査会が、実施機関の執務室に赴き、本件文書の有無等を見分したところ、審査記録以外の補正の求めに係る文書は存在しなかった。

以上のことから、実施機関が本件文書について、不存在を理由に非開示とする決定を行ったことは、妥当である。

#### **(2) 異議申立人のその他の主張について**

異議申立人は、前述の4の(5)のとおり主張しているが、当審査会は、実施機関の行った公文書の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。